

災害救助法 適用地域		法の適用日	猶予期日
佐賀県	佐賀市（さがし） 唐津市（からつし） 鳥栖市（とすし） 多久市（たくし） 伊万里市（いまりし） 武雄市（たけおし） 鹿島市（かしまし） 小城市（おぎし） 嬉野市（うれしのし） 神崎市（かんざきし） 神埼郡吉野ヶ里町（かんざきぐんよしのがりちょう） 三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう） 三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう） 三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう） 東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう） 西松浦郡有田町（にしまつうらぐんありたちょう） 杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう） 杵島郡江北町（きしまぐんこうほくまち） 杵島郡白石町（きしまぐんしろいしちょう） 藤津郡太良町（ふじつぐんたらちょう）	2019年8月28日	2019年10月28日迄